

入札監理小委員会における審議結果報告

経済産業省・資源エネルギー庁 放射性廃棄物海外総合情報調査

経済産業省・資源エネルギー庁の「放射性廃棄物海外総合情報調査」について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

- 選定の経緯としては、1 者継続受注していた事業として、公共サービス改革基本方針（平成 26 年 7 月 11 日閣議決定）別表において選定された案件である。今回、市場化テスト 2 期目である。
- 当該業務は、放射性廃棄物に係る海外の最新の施策や事業の動向を的確に把握し、国際的動向も踏まえた我が国の政策立案への反映を目的として、海外の放射性廃棄物に関連する情報を収集し、それらを関係者間で参照・活用が可能な形態でデータ・ベースを整備するとともに、幅広く情報普及を図るための情報の整理・発信を行うものである。
- 事業期間は、5 年間（平成 30 年 4 月から平成 35 年 3 月）である。

2. 事業評価を踏まえた対応について

【論点】

情報開示を充実させるために、事業の実施体制などの明確化が必要。

【対応】

- ①開示する情報について、新たに調査対象国と機関の情報追加。（資料 1－2：P. 36）
- ②事業評価の際に、取り組むとしていたとおり、公募期間の延長（前回 30 日程度から 40 日間に延長）し、説明会回数 2 回（前回 1 回）開催を予定。（資料 1－2：P. 7）

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点】

- ①「著作者人格権」に関する記述の追記も検討頂きたい。
- ②公表しているデータ・ベースの URL について、実施要項上に記載するべき。
- ③新たに公表することとした、調査対象国・機関に記載がない、「米国・英国・カナダ等」について、現行受託者がどのように情報収集しているのかを明確にするべき。

【対応】

- ①著作権、特許権、実用新案権などの知的財産権については、その種類が多いことから実施要項ではなく、契約書上で明記する。
- ②実施要項上、URL を追記した。（資料 1－2：P. 24）

- ③「別紙２ 従来の実施状況に関する情報の開示」のうち、「３．調査対象国及び機関」の注書きにおいて、現行受託者の実施実績を追記した。（資料１－２：P. 36）

４．パブリック・コメントの対応について

平成 29 年 9 月 22 日から 10 月 9 日まで意見募集を行い、2 件の意見があり、1 件については語句等の修正に係るもので修正を行ったが、もう 1 件については事業と関係が無い内容であったため、修正は行わないこととした。

以 上